

年金だより

◆裁定請求書の事前送付を行っています

社会保険庁では、皆さんの年金加入記録を基に受給資格の確認を行い、60歳で受給権が発生する方(老齢基礎年金の受給資格を満たし、厚生年金の加入期間が12か月以上ある方)には60歳に達する3か月前に、65歳で受給権が発生する方及び60歳から64歳の方であって既に受給権が発生しているが未請求である方には、65歳に達する3か月前に裁定請求書をお送りしています。

なお、年金の請求は、誕生日の前日からできますので、裁定請求書と同時に送付されるリーフレット「年金の手続きをされる皆様へ」に記載されている必要書類を用意して、早めに年金の請求を行なってください。



問合せ 青梅社会保険事務所 ☎0428・30・3413
「ねんきんダイヤル」☎0570・05・1165

※ I P 電話・P H S からは03・6700・1165

◆平成20年4月以降の離婚時の厚生年金の分割について

平成20年4月、国民年金第三号被保険者を有する国民年金第二号被保険者(厚生年金被保険者)が負担した保険料は、夫婦が共同して負担したものであることを基本的認識とする旨が法律に明記されました。

これにより、平成20年4月1日以降に離婚等が成立した場合については、第三号被保険者からの請求により、平成20年4月以降の第三号被保険者期間に対する第二号被保険者の厚生年金の保険料納付記録を自動的に2分の1に分割(三号分割)することができるようになりました。

なお、平成20年3月以前の婚姻期間については、当事者間の合意または裁判手続きにより決定された割合(50%上限)により分割することとなります。

また、国民年金第二号被保険者が婚姻期間を計算の基礎とする障害厚生年金の受給権者である場合には、保険料納付記録の分割により障害厚生年

金の額が低下してしまうことから、この場合は「三号分割」による分割はできませんのでご注意ください。

◆納付免除(猶予)された保険料は追納することができます

過去に「保険料免除」、「学生納付特例」や「若年者納付猶予」の承認を受けた期間は、年金の受給資格期間に含まれます。

ただし、「保険料免除」は保険料を納付した場合と比べて老齢基礎年金の年金額が減額されます。また、「学生納付特例」や「若年者納付猶予」は、老齢基礎年金額の計算に反映されません。

このことから、免除などの承認を受けていた期間については、10年以内であれば、保険料をさかのぼって納める(追納)ことができます。

なお、平成17年度以前の期間について追納する場合は、経過期間によって政令で定めた一定の率を乗じた額が保険料に加算されますので、追納を希望される方は、できるだけ早く追納することをお勧めします。

問合せ 青梅社会保険事務所 ☎0428・30・3413

◆国民年金基金に加入しませんか

国民年金基金とは、自営業者などの国民年金に加入している方が、より充実した年金を受けられるように、任意で加入できる公的な年金制度です。

加入できる方 20歳から60歳までの国民年金第一号被保険者(保険料を免除および猶予されている方を除く。)

年金の種類 年金のタイプには「終身年金」「確定年金」があり、それぞれ老齢年金と遺族一時金が支給され、支給額は掛金によって異なります。

掛金 月額68,000円を上限として加入口数を選んで、掛金を支払っていきます。

また、納めた掛金は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税などが軽減されます。

問合せ 東京都国民年金基金 ☎03・5285・8800
フリーダイヤル0120・65・4192

5月は
納税推進強化月間です
●至急納めてください!
平成19年度の市・都民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料の納期は、全て過ぎていきます。納税通知書等をご確認ください。
なお、市では、5月を「納税推進強化月間」として、納期が過ぎていく市税・国民健康保険税及び介護保険料を滞納している方の自宅等に、夜間、休日、直接訪問し、納税の催促をします。

不在の場合、「来庁指定書」を置き、後日、市役所へ来ていただくことになり
●納税相談
市では常に納税の相談に
応じています。病気や事故、経済的な理由で納期内の納税が困難な方はご相談ください。相談には家計の収支の状況等が分かるもの(預金通帳等)をお持ちください。
※納税推進強化月間の5月は

休日納税窓口を開設し、相談もあわせて受け付けます。
日時 5月18日(日)午前9時～午後4時
場所 市役所1階
●5月の納税
5月は固定資産税・都市計画税(第1期)、軽自動車税の納期です。6月2日(月)までに納めてください。
口座振替は6月2日(月)に注意してください。
※納期限を過ぎると年14.6%の延滞金が課せられます。
問合せ 収納課

軽自動車税の納税通知書の発送について
軽自動車税は毎年4月1日(賦課期日)現在に、原動機付自転車や軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有している方に課税されます。
対象者には5月初旬に納税通知書を発送します。軽自動車税には身体障害者等に対する減免制度がありますので、同封のお知らせをご覧ください。
問合せ 課税課 市民係

市税等収納嘱託員募集
募集人員 1名
雇用期間 6月1日～平成21年3月31日(翌年度以降、期間の更新の制度あり。)
勤務日・時間 原則として週4日(午前9時～午後3時)
勤務内容 定期集金、市税等
口座振替の勧誘(外勤)及びその他収納事務(内勤)
報酬月額 80,000円 + 加算(外勤)
試験の方法 面接(日時未定)
申込み ①5月7日(水)～10日(土)の間、本人が履歴書(写真貼付)を持参のうえ、直接、職員課人事係へ。②電子申請による申込みは市ホームページをご覧ください。
多摩の魅力や再発見
多摩・武蔵野検定が実施されます

1時30分
勤務内容 小・中学校給食配膳業務
賃金 福生市学校給食配膳パートタイマー雇用規定による
応募資格 市内在住の健康な方
試験方法 面接(日時未定)
申込み 5月1日(木)～9日(金)(土・日曜日、祭日を除く午前9時～午後4時)の間、本人が履歴書(自筆で記入し、最近撮影した写真を貼付したもの)を持参のうえ、直接、学校給食課給食第一係(第三小学校裏 ☎551・1344)へ。

少年相談所がデパートで開設されます
費用等は無料、秘密厳守で心理専門の職員が相談をお受けします。直接会場へお越しください。
日時 5月16日(金)～18日(日) 午前10時～午後5時
場所 高島屋立川店8階特設会場
相談内容 非行やしつけ、行動の問題などお子さんに関する相談全般
問合せ 警視庁少年育成課 少年相談係 ☎03・3581・4321

福生市長選挙・福生市議会議員補欠選挙

投票日 5月11日(日)
投票時間 午前7時～午後8時
投票場所 市内各投票所
●期日前投票(投票日当日に投票所に行けない人)
投票期間 5月5日(月)～5月10日(土)
投票時間 午前8時30分～午後8時
投票場所 市役所第二棟1階部分(場所が商工会館1階研修室から変わりました。)

必要なもの 入場整理券か本人の確認ができるもの
投票できる方
昭和63年5月12日以前に生まれた方で、平成20年2月3日までに転入届出をし、引続き市内に居住し、福生市の選挙人名簿に登録されている方。福生市の選挙人名簿に登録されていても、福生市外へ転出した方は投票できません。

市内で住所が変わった方
4月18日以降転居届を出した方は転居前の住所地の投票所で投票してください。

選挙公報の発行
候補者の政見や経歴を掲載した選挙公報は、5月10日までに各世帯に配布します。

◆第3投票所は白梅会館から第二小学校体育館に投票場所が変わります。

◆詳細については、4月15日発行の「選挙のお知らせ」をご覧ください。

問合せ 選挙管理委員会事務局



久保静渚さんの作品